

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」(抜粋)

(目的)

第1 介護保険法(平成9年12月17日。法律第123号。以下「法」という。)に規定する介護保険施設等(第2第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。)の認可、許可、指定(以下「指定等」という。)に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議(以下「推進会議」という。)開催要領第1条及び第3条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等(以下「意見聴取及び連絡調整」という。)を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

(意見聴取及び連絡調整を行う事項)

第2 推進会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。

- 一 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(地域密着型(法第8条第20項)を除く。)老人福祉法(昭和38年7月11日。法律第133号。)第15条第6項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第48条第1項の指定に関する事項
- 二 介護老人保健施設
法第94条第5項の許可に関する事項
- 三 介護療養型医療施設
法第107条第4項の指定に関する事項
- 四 特定施設(地域密着型(法第8条第19項)を除く。)法第70条第3項及び第4項の指定に関する事項及び入所定員が増加する届出に関する事項
ただし、介護保険法第41条の指定を受け混合型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム及び有料老人ホームが、「混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員」を変更しようとする場合であって、その変更後の数が、次のいずれかに該当する場合の変更に関する事項を除く。
ア 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第3項及び第16条第2項の規定に基づき届け出がなされている「入所定員」の数以内であるとき。(市町村等の養護老人ホーム)
イ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第4項及び第16条第3項の規定に基づき認可を受けている「入所定員」の数以内であるとき。(社会福祉法人の養護老人ホーム)
ウ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第29条第1項及び第2項の規定に基づき届け出がなされている「入居定員」の数以内であるとき。(有料老人ホーム)
- 五 介護療養型医療施設及び医療療養病床の転換先の施設等の指定等に関する事項

(意見聴取及び連絡調整の基準)

第4 意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別(介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。)の圏域毎、年度毎の整備目標値(必要入所定員総数及び必要利用定員総数)から既存数を差し引いた数の範囲内であること。ただし、施設の円滑な整備の促進のため計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。

- 二 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。） / 当該市町村の介護保険事業計画上の利用見込量 × 100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。
- 三 当該市町村の介護保険事業計画の整備目標値を超えた場合の調整に当たっては、別に定める施設等整備の基本事項、当該市町村における施設等の整備状況及び整備計画の考え方などを総合的に勘案するものとする。

ただし、同条件、同順位の場合は、抽選で決める。

四 （略）

（事前相談）

第 6 第 2 に規定する指定等を受けようとする者（以下「設置予定者」という。）は、整備予定の施設等の概要を記載した事前相談票（様式 1 及び介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設にあっては様式 1 - 1、介護療養型医療施設にあっては様式 1 - 2、介護療養型医療施設及び医療療養病床の施設等への転換にあっては様式 1 - 3）を当該施設が所在することとなる市町村（以下「当該市町村」という。）及び健康福祉課へ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

なお、市町村が公募等により設置予定者を選定する場合、市町村が設置予定者に代わって事前相談票を健康福祉課に提出するものとする。

一 前年度の 3 月末日の既存数が公表されてから当該年度の 5 月末日まで

二 当該年度の 9 月末日の既存数が公表されてから 11 月末日まで

2 ~ 3 （略）

（指定等）

第 8 施設の指定等にあたっては、推進会議における意見聴取及び連絡調整の結果を尊重し、指定等を行うものとする。

2 （略）

（名古屋圏域における取扱特例）

第 9 名古屋圏域においては、この要領中「健康福祉課」とあるものを「高齢福祉課」と読みかえる。

2 名古屋圏域においては、第 4 第二号中「市町村」とあるものを「区」に読みかえることができる。

3 名古屋圏域においては第 6 第 3 項の規定にかかわらず、事務局案の作成及び関係団体・関係機関との調整は高齢福祉課と名古屋市が協力して行う。

（地域密着型サービスの指定の報告）

第 10 市町村は、法第 42 条の 2 に基づき指定した地域密着型サービスのうち、介護老人福祉施設、特定施設及び認知症高齢者グループホームについて、その指定した数を推進会議に報告（様式 4）する。

（以下、略）

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第4第三号に基づく
施設等整備の基本事項

- 1 用地確保の状況
抵当権の有無、借地の場合の地主との合意、市街化区域又は市街化調整区域及び開発規制許可の取得状況等
- 2 施設の基準
施設の構造設備の基準との合致、利便性及び個人のプライバシー等に配慮した構造設備の状況等
- 3 職員配置状況
職員配置の基準との合致、必要に応じて基準以外の職員配置の状況等
- 4 施設の運営方針
施設における運営方針の状況等
- 5 資金計画
自己資金、借入資金、償還計画、開設後の収支見込みの状況等
- 6 介護保険事業の運営状況
法人が行う既存の介護保険事業における実地指導等による指摘事項の状況等
- 7 法人の状況
法人が行う既存事業の運営状況、法人の資産、負債等の状況及び事業遂行の支障の有無等
- 8 利用料金
特定施設入居者生活介護における一時金及び利用料の状況等

附則

この基本事項は、平成18年11月10日から施行する。